

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-730	包装用容器(細口突出型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F4-510A	全	包装用瓶(細口)
F4-510AA	一	包装用瓶(細口・模様付き)
F4-510AB	全	包装用瓶(細口・矩形)
F4-510ABA	全	包装用瓶(細口・矩形・模様付き)
F4-510	一	包装用瓶
F4-52D	一	包装用缶(上部突出型)
F4-530	一	包装用箱

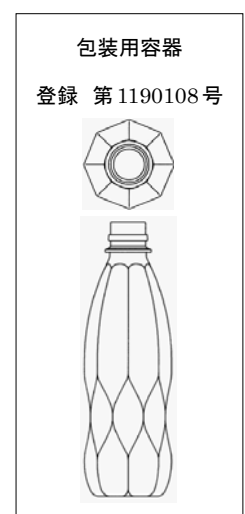
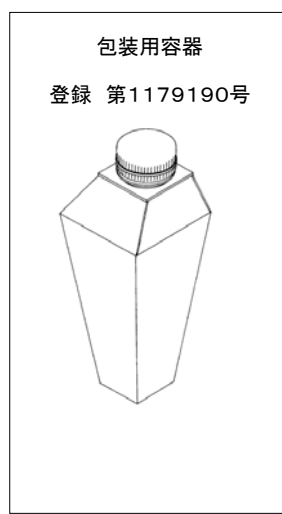
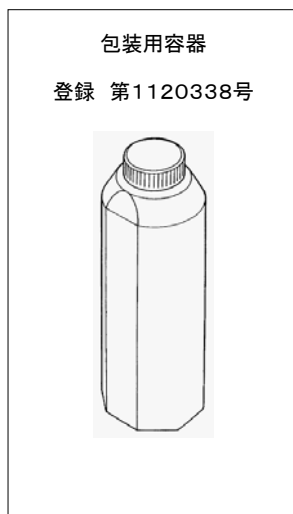
<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-200	家庭用噴霧器
F4-740	包装用容器(吐出具付き型)
C4-3100	脱臭器等
C4-13	洗眼器及び点眼器
G1-522	可搬型タンク
F2-125	インクつぼ
J7-40	手術用機械器具及び処理用機械器具

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
包装用容器	包装用瓶	包装用缶
包装用箱		

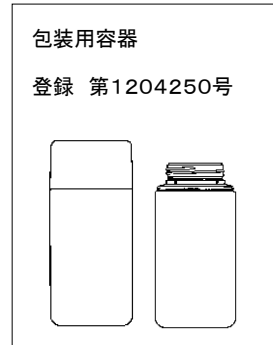
**定義**

- ・首部、胴部、肩部からなり、口部が胴部より絞られた包装用容器を分類する。  
主に、包装用瓶や、いわゆるペットボトル等が含まれる。
- ・細口とは、胴部の幅と、首(口)部の幅の比が、4:3未満のものをいう。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

1. ふた付きの包装容器において、ふたを付けた状態で肩部が確認できないもの、つまり、蓋と胴部が同等の幅であるものは、F4-710、F4-711、F4-712等に形状に応じて分類する。なお、ふたが透光性を有しているため中の細口部が確認できたとしてもこの分類には含めない。



2. 口部が肩部と同等の幅であるものも、F4-710、F4-711、F4-712等に分類する。

3. 脱臭器や芳香器との区別は、物品名主導とし、【意匠に係る物品の名称】や【意匠に係る物品の説明】の欄において、脱臭器や芳香器として使用することが明記されている場合は、C4-3100に分類する。

4. 点眼器との区別は、物品名主導とし、【意匠に係る物品の名称】や【意匠に係る物品の説明】の欄で点眼器として使用することが明記されている場合は、C4-13に分類する。

5. 平面視における形状が円形の場合はF4-731、偏平形の場合はF4-732、取っ手付きはF4-733に分類する。具象形の場合は平面視の形状に関わらずF4-74に分類する。

6. 偏平とは平面視におけるおおよそその縦の幅を1としたときに横の幅が2以上の比率であるものとする。  
なお、偏平に該当するか否かは、平面形状が上下左右対称であることは条件とせず、あくまで縦、横の比率のみで判断することとする。

以下のような比率のものは、偏平に該当せず、F4-730に分類する。



7. 屋根型の上側面に口部を有する包装容器は、F4-711に分類する。



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
ボトル		